

# 湯沢町建設工事入札参加資格審査申請要領

令和6・7年度に、湯沢町が発注する建設工事などの一般競争入札・指名競争入札・見積・随意契約の締結等に参加を希望される方は、湯沢町建設工事入札参加資格審査規程（平成7年2月1日規程第3号）及びこの要領により申請書類を提出してください。

## 1 資格審査の申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者。
- (2) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。
- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (5) 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (7) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (8) 暴力団員であると認められる者。
- (9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (11) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。（12）において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (12) 法人であって、その役員のうち（8）から（10）までのいずれかに該当する者があるもの。
- (13) 湯沢町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

## 2 受付期間等

定期申請期間：令和6年1月4日（木）から令和6年2月8日（木）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日を除く）

随時申請：令和6年4月1日から

## 3 資格審査の有効期限

今回申請された方の入札参加資格及び各種等級の有効期限は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。（2の受付期間以外に行う随時申請の場合は、入札参加資格が認められた日から有効期限が始まります。）

## 4 提出書類等

	書 類	備 考
(1)	建築工事入札参加資格申請書類	(記載方法は新潟県と同じ) 一式
ア	建設工事入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	
イ	営業所（主たる営業所を除く）一覧 【第2号様式】	建築業法第3条第1項に規定する営業所のうち、町と請負契約を締結する事務所を記載して下さい。 該当がない場合は、提出不要です。
ウ	技術職員数等に関する書類 【第3号様式】	
エ	指定工事の施工実績に関する書類 【第4号様式】	
オ	技術職員名簿【第5号様式】	記入できない場合は「経営事項審査時」の名簿の写しを提出してください。
カ	舗装機械の所有状況に関する書類 【第6号様式】	「舗装工事」を申請する場合のみ提出してください。該当がない場合は、提出は不要です。
キ	技術職員数一覧 【第7号様式】	【第3号様式】で技術職員数に補正がある場合のみ提出してください。 該当がない場合は、提出不要です。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書類「ア」から「キ」のほかに、  
下記(2)から(6)までの添付書類が必要です。

	添 付 書 類	備 考
(2)	暴力団排除に関する誓約書【第9号様式】	
(3)	建設業許可申請書別紙 二の写し	建設業許可を受けている営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合に提出してください。

(4)	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し	審査基準日が申請しようとする日の1年7ヶ月前の日以降の通知書であること。通知書が2つ以上ある場合は、最新のものの。
(5)	納税証明書（未納のないことの証明書）	納税証明書の写しでも可（町税以外は、写しでも可） ただし、納付書のコピー等は不可 申請日前3か月以内に発行されたもの
	●湯沢町の町税	湯沢町に納税義務がある場合（原本を提出）
	●消費税及び地方消費税と法人税（所得税）	法人：税務署発行の納税証明書「その3の3」 個人：税務署発行の納税証明書「その3の2」
(6)	委任状	支店・営業所等に契約の権限を委任している場合

## 5 変更等届出書について

申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第11号様式】に必要な書類を添えて、申請書を速やかに提出してください。

商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
営業所の名称、所在地又は電話番号	建設業許可の変更届出書（許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。）の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写しでも可。
法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し
代理人（又はその氏名）	新たな代理人に対する委任状又は建設業許可の変更届出書の写し
建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し
営業所の新設又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設の場合は、「建設業許可申請書別紙2の写し」又は「建設業許可の変更届出書の写し」及び「営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第2号様式】」に新設する営業所について記載したもの。</li> <li>・廃止の場合は、添付資料は不要です。</li> </ul>

## 6 技術者名簿の変更について

建設業者で、申請書等を提出した後に、技術職員名簿【第5号様式】に記載された技術職員に変更（技術職員の削除又は追加、資格等の変更）があった場合は、技術職員名簿の変更届【第8号様式】を提出してください。

また、技術職員の追加又は資格等の変更に伴い変更届を提出する場合には、資格者証、実務経験が必要な資格については実務経験証明書、監理技術者については監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）等（又はこれらの写し）を提示してください。

## 7 申請者が死亡、合併等により解散し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った場合について

参加資格の継続を希望する場合は、建設工事入札参加資格承継申請書【第10号様式】を提出してください。内容を審査の上、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。

参加資格の継続を希望しない場合は、廃業等届出書【第12号様式】を提出してください。

## 8 指定工事の施工実績に関する変更について

申請書等を提出した後に、指定工事の施工実績に関する書類【第4号様式】に記載された実績以外の工種で新たに完成した指定工事の実績がある場合、また、申請書等を提出する際に指定工事の施工実績があったにもかかわらず記載が漏れていた場合は、指定工事の施工実績に関する変更届【第17号様式】に必要な書類を添えて、提出してください。

### ア 注意点

- ・未成工事は対象となりません。
- ・既に申請又は変更届提出済みの指定工事の工種については変更届の対象となりません。

### イ 提示書類

記載した施工実績に係る CORINS の登録内容確認書（CORINS の登録内容確認書では施工内容が確認し難い場合又は CORINS に未登録の場合は、施工内容が分かる契約書、図面など）の写しを記載した工事区分ごとに1件以上、提示してください。

提示する書類には、どの工種に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けるとともに、工種区分を示す箇所をマーカーで明示するなどしてください。

## 9 提出方法

- ・提出部数：1部
- ・持参又は郵送（電子メール及びFAXでは、受付できません。）
  - ※ 受領書等の発行はしていません。受領書等の送付を希望する場合は、必ず受領書と切手を貼った返信用封筒、または切手付きハガキを同封してください。
  - 料金不足の場合は、着払いで不足分を負担していただきます。
- ・提出書類はA4サイズに揃えて、綴り込まずにクリップ等でとめて提出ください。

## 10 提出先

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地  
湯沢町役場 総務部 総務課 財政係  
電 話 025-784-3451  
F A X 025-784-1818

## 11 その他

- (1) 申請書等は、必ず、湯沢町所定の様式を町ホームページからダウンロードのうえ使用してください。
  - ※各様式について新潟県の様式を一部変更して使用しています。また、記入方法については、「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」をご覧ください。
- (2) 年月日の記載が必要な様式には、忘れずに記載して下さい。

(3) 経営事項審査は毎年受けることが義務付けられています。営業年度が終了しましたら、速やかに経営事項審査の手続きを行い、結果通知書の写しを総務課まで提出してください。

なお、新しい結果通知書の提出があっても、令和6・7年度の評点の変更は行いません。

※・有効な結果通知書が確認できない場合は、湯沢町が発注する建設工事の入札に参加することができません。

・有効な結果通知書を取得していない状態で契約したことが判明した場合は、契約解除、指名停止等の措置を行います。